

資料

資料1 「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」(2019年(平成31年)4月18日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)(抜粋)

1 はじめに

1.1 背景と目的

これまで各府省は、情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し、国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報を Web サイト等により積極的に発信してきたが、技術動向も踏まえ、それを更に利用しやすい形態で提供することを積極的に推進する必要がある。

(略)

このため、各府省は、本ガイドラインに沿って、Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する措置を実施する。

2.1 行政の諸活動に関する情報

行政組織・制度等に関する基礎的な情報、行政活動の現状等に関する情報、予算及び決算に関する情報及び評価等に関する情報については、国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供する。特に、広報・報道関係資料については、公表内容の一層の充実に図り、Web サイト等による提供を行うとともに、大臣等の記者会見の状況についても、Web サイト等による公表を図る。また、外国語による情報提供についても、要望等を踏まえ積極的な対応に努める。

3 行政情報の提供・利用促進に関する留意事項等

3.1 Web サイトの活用

1) (略)

2) 時宜を得た情報提供と提供内容の最新化

① 時宜を得た Web サイトによる情報提供を行うとともに、Web サイトの掲載情報の内容について最新の状態を維持管理することとする。また、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが重要な情報は、原則として、公表日等に提供するよう努め、それが困難な場合においても、公表日等以降、可及的速やかに Web サイトで提供するよう努める。

② 情報の掲載期間は、別途の定めがない限り、原則公表後3年以内とする。

3年経過後の情報については、継続掲載の要否について確認する。(注記)

(注記) あらかじめ3年を超えて掲載し続ける必要性が明らかな情報については、それを妨げるものではない。

3) 提供情報の分かりやすさと利便性の向上等

① (略)

② 各府省の Web サイトの掲載情報については、既存のデータベースや行政文書の内容

情報をそのまま掲載することがより適当な場合等を除き、平易かつ簡潔で要を得た用語及び文章を用いる。キーワード（検索用語）に想定される単語について俗称が一般的となっている場合、一般的に用いられている単語と正式な呼称を併記することや、外国国名について一般的に広く用いられている国名表記（原則として、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 27 年法律第 93 号）による表記）を使用することなどにより、国民等が掲載情報を容易に検索することができるよう努める。

③ できるだけ図・表・写真・音声・動画等を利用する等、分かりやすい表現方法、画面構成を用いる。また、電子地図を利用する場合には、当該地図上の地名等が日本国政府の方針に沿ったものとなるよう留意する。

④～⑥（略）

⑦ 各府省の Web サイトにおいては、サイトマップ（掲載事項一覧）により掲載情報を迅速に閲覧することができるようにする。

4) Web サイト構築上の要件等

①（略）

② 国民等の利用する端末の多様化が進んでいることから、原則モバイル端末（スマートフォン、タブレット端末等）に対応する。その際、レスポンシブ Web デザインの採用を最優先に検討する。

③ 機械による情報の自動分別や翻訳等が容易に情報を処理することができるように、HTML5/CSS3 や標準的なメタデータ付与等の最新技術の導入を検討する。

④ Web サイトの基本的なデザインは、「Web サイトガイドブック」に基づき整備していく。

⑤ 高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、音声読み上げへの対応、カラーユニバーサルデザイン等、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JIS X 8341-3）を踏まえ、各府省は、コンテンツを同規格に沿ったものとするため、必要な修正及び作成を行う。

⑥（略）

⑦ コンテンツ作成や管理を容易にし、リンク切れ等を防止するために CMS 等のツールを必要に応じて活用する。

⑧ Web サイトの継続的な改善を実施するために、個人に関する情報の扱いに配慮しつつ、必要に応じてアクセス解析等の技術を活用する。特に、アクセス解析やトラッキングを行う際は、個人に関する情報を含む場合があるため、扱いには十分に配慮する。

3.2（略）

3.3 情報セキュリティの確保

Web サイト等により行政情報を提供するに当たり、その準備段階においても、各府省は統一基準群に基づき策定した、各府省の情報セキュリティポリシーに従って、提供情報の改ざん・漏えい防止措置を講ずる等所要の情報セキュリティ対策を実施する。また、Web サイト

の信頼性を確保するため、電子証明書を利用する。

(以下略)

3.4、5 (略)

資料2 Web サイトガイドブック (2019年(平成31年)4月18日 内閣官房 情報通信技術
(IT) 総合戦略室) (抜粋)

2 Web サイトに対する基本的な考え方

2.1 各府省のWeb サイト共通の考え方

例えば、利用者が複数府省のWeb サイトを活用して、同種の項目や分類の情報を府省横断的に収集しようとした場合、各府省が、Web サイトのデザインや機能を独自に構築していると、情報収集が効率的に行えないおそれがあります。また、アクセシビリティ等の共通機能の操作位置が異なっても、利用者にとって不便になるおそれがあります。さらに、ユーザビリティを上げるためには、利用者の視線や操作の流れ、スクロールの必要性、配色、多様な機器への対応等、様々な観点での検討が求められます。

本ガイドブックでは、環境やニーズの変化に柔軟に対応できるWeb サイトの考え方として、高機能のWeb サイトを構築するよりも、シンプルな構造のWeb サイトを構築することを推奨します。また、データの収集から提供まで、品質の高いデータが整備され維持される一貫したマネジメント(データマネジメント)を基礎とするオープンデータ・バイ・デザインの要素を組み入れることも重要です。

以上を踏まえ、各府省のWeb サイト構築に当たっての基本的な考え方を表2.1にまとめます。

表2.1 各府省のWeb サイト構築に当たっての基本的な考え方

(1) 利用者視点の重視
コンテンツは、誰でも読みやすい平易な表現で記載し、利用者の視点から表示方法の検討を行います。
(2) シンプル・デザイン
画面や構造をできる限りシンプルにし、利用者に高い視認性を提供します。
(3) 統一デザイン ～ (6) ディレクトリの共通化
(略)
(7) 様々な機器や画面サイズへの対応
様々な機器や画面サイズでも読みやすい形で情報を提供します。

3 Web サイトデザイン

3.1 ページのデザイン

Web サイトに含まれる各ページに表示される構成要素の配置(デザイン)に関する仕様

を示します。仕様には、Web サイトの特性によらず共通に守るべき仕様（共通仕様）と、Web サイトの特性に応じて異なる仕様が存在します。

本ガイドブックでは、Web ページの構成要素を表 3.1 に示す分類で説明します。

表 3.1 Web ページの構成要素

【構成要素】

ヘッダ、ナビゲーション、キービジュアル等、コンテンツ、関連リンク、SNS 等（ソーシャルメディア）、フッタ

1) 共通仕様

ページ最上部にヘッダを、ページ最下部にフッタを配置することを少なくとも共通化すべき事項とします。ヘッダ及びフッタの配置は、各府省のポータルサイトでは必須、政策目的別 Web サイト及び子ども向け Web サイトでは推奨とします。

コンテンツの作成方法には、「1 カラムのデザイン（シングルカラムデザイン）」と「マルチカラムデザイン」が考えられますが、Web サイトを閲覧する利用者が使用する機器には、パソコン、スマートフォン、タブレット、大型モニター等多種が存在し、また、ブラウザや OS 等のフォルトウェア環境も頻繁に変化していることを考慮し、画面が崩れにくい、1 カラムのデザインを推奨します。

しかしながら、Web サイトの構築基盤による技術的制約が存在することから、必ずしも推奨する 1 カラムのデザインでの作成ができるとは限りません。そのため、本ガイドブックにおいては、2 種類のデザインイメージを「3.1 2) 各府省のポータルサイトにおける仕様」で紹介します。



図 3. 1 共通部分のデザインイメージ



2) 各府省のポータルサイトにおける仕様

各府省のポータルサイトには、多種多様なコンテンツが含まれるため、利用者が当該 Web サイト内で目的の情報へアクセスしやすくする工夫が必要です。このため、特に配慮が必要なトップページと、トップページ以外のデザインを区別して説明します。

なお、日本語版と英語版ではページのデザインに差異はありません。

ア トップページのデザイン

各府省のポータルサイトのトップページのデザインは、共通のデザインに加え、ナビゲーション、キービジュアル等、コンテンツから構成することとし、フッタには関連リンク、SNS 等を含むものとします。

また、「別添 1 コンテンツの大分類・中分類と該当する共通カテゴリの内容」で示すコンテンツの分類及びそれらに該当する共通カテゴリの情報を的確に入手可能なデザインにします。

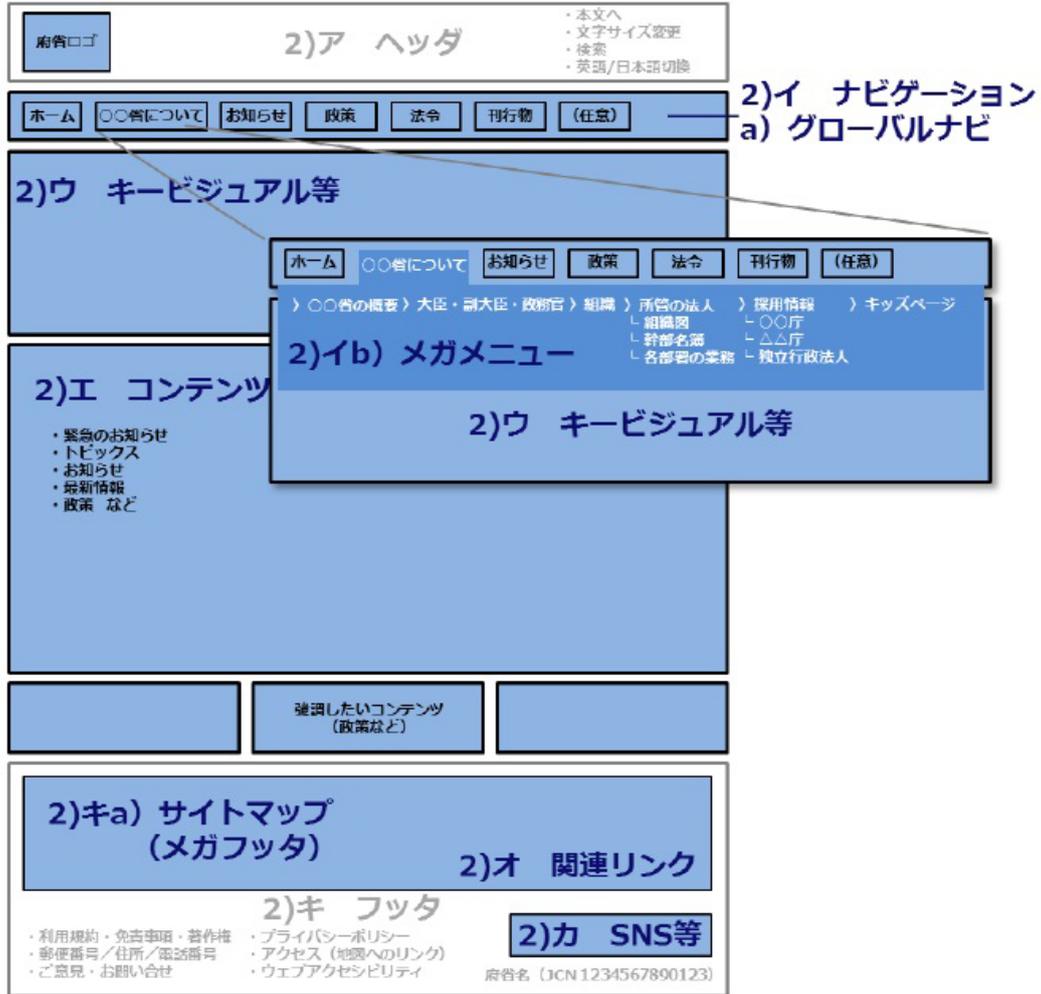
コンテンツは、「3.1 1) 共通仕様」で示した理由から、「3.1 2) ア a) パターン A: メガメニュー方式 (1 カラムのデザイン)」と「3.1 2) ア b) パターン B: ローカルナビ方式 (マルチカラムのデザイン)」の 2 パターンを提示します。

なお、トップページでのバナー使用は、利用者のサイト全体への視認性を悪化させる可能性があることから利用を推奨しません。バナーを使用する場合は、「3.2 2) オ 関連リンク」及び「5.1 8) バナーへの対応」を参照してください。

a)パターンA：メガメニュー方式（1カラムのデザイン）

（略）

図3. 2 トップページのデザインイメージ（パターンA）

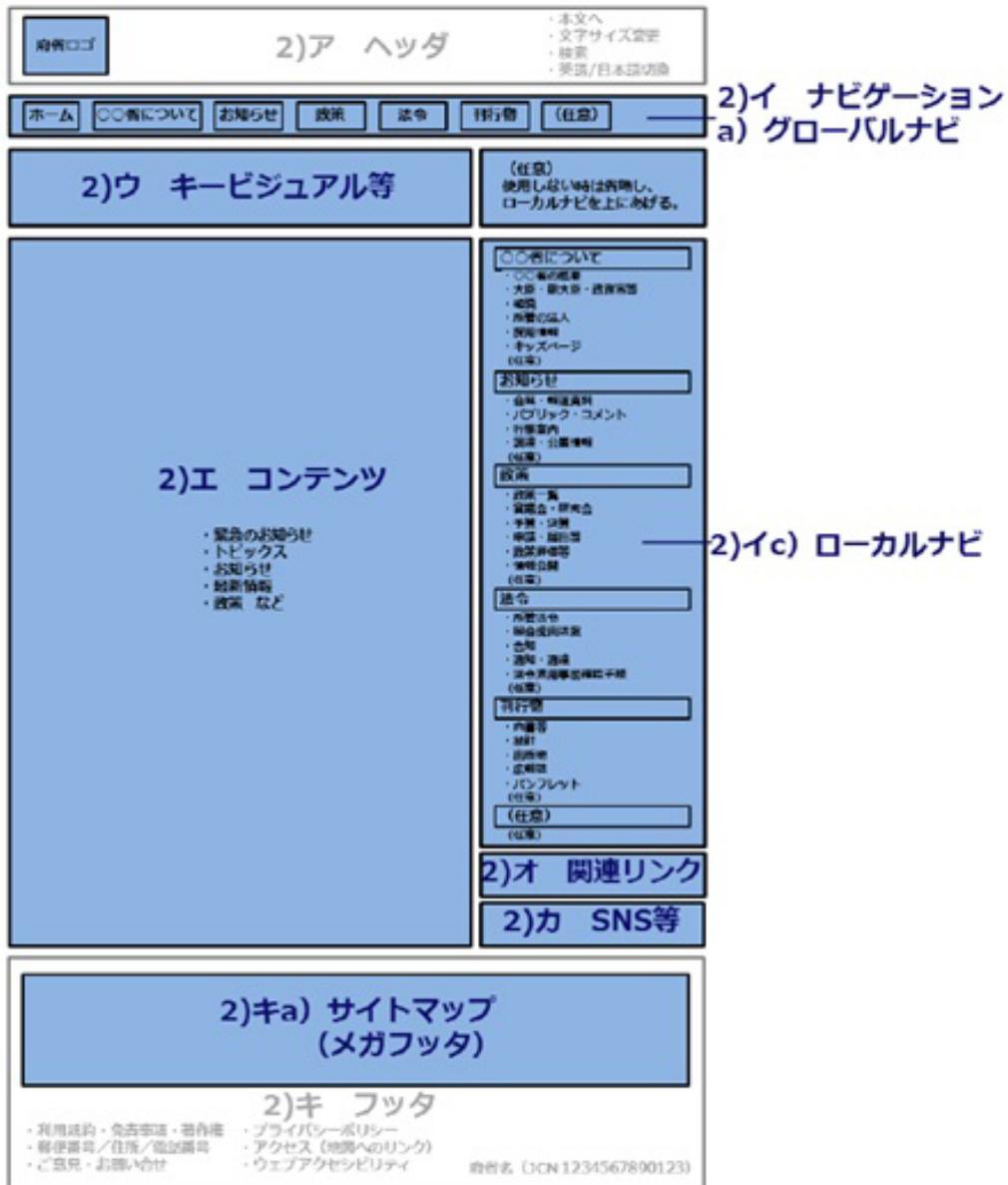


b)パターンB：ローカルナビ方式（マルチカラムのデザイン）

（略）



図3. 3 トップページのデザインイメージ (パターンB)



イ トップページ以外のデザイン

利用者の使いやすさを考慮し、トップページ以外のページについても統一的なデザインを適用します。ただし、トップページとは異なり、個別のコンテンツに特化した情報を提供する独自性に配慮し、共通のデザインとナビゲーション以外の構成要素は、共通化事項として取り上げません。

図3. 4 トップページ以外のデザインイメージ



(以下、略)

4 Web サイトの構造

4.1 コンテンツの構成と管理

コンテンツは、複数のタグを付与することで、自由な検索性を持たせるようにします。PDF で情報を提供する場合は、並行して HTML でも情報提供するなど、利用者に配慮した工夫をしてください。

(以下略)

4.2 及び 4.3 (略)

5 Web サイトの技術的留意点、対応すべき技術標準

5.1 技術的留意点

1) 及び 2) (略)

3) サイトの信頼性確保

Web サイトの信頼性を確保するために、各府省の Web サイトでは電子証明書を活用してください。具体的には、Web サイトの内容が改ざん等なく真正なものであることの確認並びに盗聴による第三者への情報の漏えいの防止及び正当な Web サーバであることの確認を利用者ができるようにするため、暗号化及び電子証明書による認証の機能（「5.2 3) TLS」参照）を適切に用いてください。電子証明書の取得及び更新に際しては、端末環境・Web ブラウザ選定技術レポートを参照してください。

（以下略）

4)～7) (略)

8) バナーへの対応

トップページのバナーは、利用者の Web サイト全体への視認性を悪化させる可能性もあることから利用を推奨しません。トップページへのバナーの表示を行わずに、リンクページを別途整備するなどにより対応してください。また、Web サイトの視認性を向上させるためのバナーのデザイン変更も、必要に応じて実施してください。

バナーのサイズは、国内で主流であるハーフバナー（234×60IMU）を基本とします。また、アクセシビリティ（「5.2 5) アクセシビリティ対応」参照）の対応及び画像が取得できない場合への対応として、バナーには代替文言を設定してください。

9) (略)

5.2 対応すべき技術標準

1) HTML5 / CSS3

Web サイトを構成するページの内容や体裁情報の記述においては、一般的な Web ブラウザがサポートする標準技術である HTML5/CSS3 を用いることを推奨します。当該 Web サイトの内容は、利用者による閲覧だけでなく機械による判読が可能となるよう、HTML5/CSS3 を用いてページの内容と体裁情報を分離し、内容を適切に構造化することが望ましいです。これらは、自動翻訳を活用しやすいという点においても有効です。

（以下略）

2) (略)

3) TLS

統一基準群に基づき、全ての通信で常に暗号化通信を用います。この暗号化には TLS (Transport Layer Security) を用いることが一般的です。また、TLS の電子証明書による認証により、利用者が Web サーバの正当性を確認することができます。

（以下略）

4) HTTP/2

ネットワークの効率的な利用や応答性能の向上等の観点から、RFC7540 として標準化されている HTTP/2 を用いた通信に対応することを推奨します。なお、代表的なブラウザで HTTP/2 を用いた通信に対応する場合は、TLS による暗号化が必須となります。

5) アクセシビリティ対応

高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部:ウェブコンテンツ」(JIS X 8341-3:2016) 及び「みんなの公共サイト運用ガイドライン (2016年版)」(総務省) に基づき対応を進めてください。

6) (略)

別紙 4 政策目的別 Web サイトにおける府省ロゴの記載方法及び府省 Web サイトとの相互リンクについて

1 所管府省の明示

政策目的別 Web サイトの来訪者が、トップページをみただけで、その Web サイトを所管・運用している府省等がわかることが望ましいです。方法としては、

ケース 1 : ヘッダに府省ロゴを記載 (左端を推奨)、

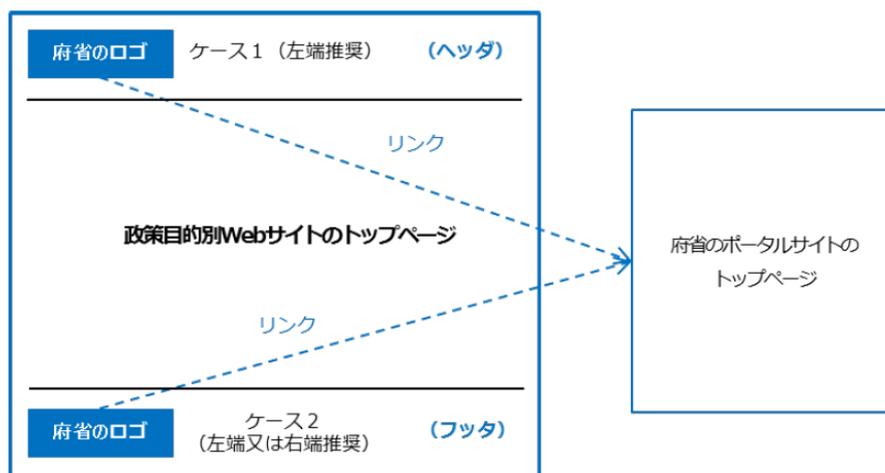
ケース 2 : フッタに府省ロゴを記載 (左端又は右端)

のいずれかを選択します。府省ロゴは公式ロゴを使用します。

表 1.1 所管府省の明示方法 (案)

No.	ケース	方法
1	国 (府省等) が開設・運営している Web サイトであることを明示したい場合	ヘッダ (左端推奨) に所管府省のロゴを記載し、府省 Web サイトのトップページにリンク
2	府省名より Web サイトの目的を強調したい又はデザイン上、府省ロゴをヘッダに記載できない場合	フッタ (左端又は右端推奨) に所管府省のロゴを記載し、府省 Web サイトのトップページにリンク

図 1.1 所管府省の明示方法 (案)



(以下略)

資料3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）（抜粋）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

資料4 障害者基本計画（第4次、平成30年3月国会報告）（抜粋）

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【基本的考え方】

障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進する。あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る。

(1)～(3) (略)

(4) 行政情報のアクセシビリティの向上

- 各府省において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行う。
- 各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画への字幕や音声解説の付与など、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即した必要な対応を行う。また、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。
- 各府省における行政情報の提供等に当たっては、アクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進するなど、アクセシビリティに配慮した情報提供に努める。

(以下略)

資料5 産業標準化法（昭和24年法律第185号）（抜粋）

第二条 この法律において「産業標準化」とは、次に掲げる事項を全国的に統一し、又は単純化することをいい、「産業標準」とは、産業標準化のための基準をいう。

一～五（略）

六 プログラムその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下単に「電磁的記録」という。）の種類、構造、品質、等級又は性能

七 電磁的記録の作成方法又は使用方法

八 電磁的記録に関する試験又は測定の方法

九～十五（略）

2 （略）

第六十九条 国及び地方公共団体は、鉱工業に関する技術上の基準を定めるとき、その買入れる鉱工業品に関する仕様を定めるときその他その事務を処理するに当たつて第二条第一項各号に掲げる事項に関し一定の基準を定めるときは、日本産業規格を尊重してこれをしてしなければならない。

資料6 日本産業規格 JIS X8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第3部：ウェブコンテンツ（平成28年3月22日改正）「0A 適用範囲」及び「0B イントロダクション」（抜粋）

0A 適用範囲

この規格は、高齢者及び障害のある人を含む全ての利用者が、使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術（注1）などに関係なく利用できるように、ウェブコンテンツが確保すべきアクセシビリティの基準について規定する。

この規格が適用されるウェブコンテンツとは、支援技術を含むユーザーエージェント（注2）によって利用者に提供されるあらゆる情報及び感覚的な体験を指す。例えば、インターネット又はイントラネットを介して提供されるウェブサイト、ウェブアプリケーション、ウェブシステムなどのコンテンツ、及びCD-ROMなどの記録媒体を介して配布される電子文書が挙げられる。その他、この規格は支援技術を含むユーザーエージェントを用いて利用されるコンテンツ全般に適用される。

（以下略）

0B イントロダクション

（略）

0B.1 WCAG（注3）2.0 ガイドンスのレイヤー

WCAGを用いる個人及び組織は実に幅広く、ウェブデザイナー及び開発者、政策立案者、調達担当者、教師、生徒などが含まれる。これらの人々の様々なニーズに応えるためにWCAG 2.0

では、原則、一般的なガイドライン、検証可能な達成基準、十分な達成方法、参考達成方法、及びよくある失敗例を示した豊富な文書群を含む様々なレイヤーのガイダンスが、事例、参考リンク及びコードとともに提供されている。

- ・ 原則 最上位には、ウェブアクセシビリティの土台となる知覚可能、操作可能、理解可能、及び堅ろう（牢）（robust）の四つの原則がある。（以下略）
- ・ ガイドライン 原則の下にあるのがガイドラインである。12 のガイドラインは、様々な障害のある利用者に対してコンテンツをよりアクセシブルにするためにコンテンツ制作者が取り組むべき基本的な目標を提供している。これらのガイドラインは検証可能ではないが、コンテンツ制作者が達成基準を理解し、より適した達成方法を用いることができるように、全体的な枠組み及び全般的な目的を提供するものである。
- ・ 達成基準 各ガイドラインには、検証可能な達成基準が設けられており、デザイン仕様検討、調達、基準策定、契約上の合意などに当たり、その要件及び適合試験が必要となる際に WCAG 2.0 を用いることが可能である。様々なユーザ層及び状況からくるニーズを満たすために、A（最低レベル）、AA 及び AAA（最高レベル）の三つの適合レベルが定義されている。（以下略）
- ・ 十分な達成方法及び参考達成方法 （略）
（以下略）

0B.2 及び 0B.3 （略）

- (注) 1 障害者が様々な機器を使用する際、操作の補助を行うために用いられるハードウェアやソフトウェアの総称。例えば、読み上げソフトやマウスの操作が困難な上肢障害者が使用するトラックボールなどがある。
- 2 ウェブコンテンツを取得して利用者に提示するあらゆるソフトウェア（ウェブブラウザ、メディアプレーヤなど）。
- 3 Web Content Accessibility Guidelines. World Wide Web Consortium (World Wide Web で使用される各種技術の標準化を推進するために設立された標準化団体) の勧告するウェブアクセシビリティに関するガイドライン。1999年5月に第1版である WCAG 1.0 が勧告。2008年12月に第2版である WCAG 2.0 が勧告となった。2012年10月には、WCAG 2.0 が ISO/IEC 国際規格「ISO/IEC 40500」として承認された。

資料7 JIS X 8341-3:2016 の「原則」「ガイドライン」「達成基準」

原則	ガイドライン	達成基準（適合レベル）
1 知覚可能の原則	1.1 代替テキストのガイドライン 1.2 時間依存メディアのガイドライン 1.3 適応可能のガイドライン 1.4 判別可能のガイドライン	1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準(A) 1.3.1 情報及び関係性の達成基準(A) 外 20 基準
2 操作可能の原則	2.1 キーボード操作可能のガイドライン 2.2 十分な時間のガイドライン 2.3 発作の防止のガイドライン 2.4 ナビゲーション可能のガイドライン	2.4.1 ブロックスキップの達成基準(A) 2.4.4 リンク目的（コンテキスト内）の達成基準(A) 外 18 基準
3 理解可能の原則	3.1 読みやすさのガイドライン 3.2 予測可能のガイドライン	3.1.1 ページ言語の達成基準(A)

	3.3 入力支援のガイドライン	3.3.2 ラベル又は説明の達成基準(A)外 15 基準
4 堅ろう (牢) (Robust) の原則	4.1 互換性のガイドライン	4.1.1 構文解析の達成基準(A) 4.1.2 名前 (name)、役割 (role) 及び 値 (value) の達成基準(A)

(注) JIS X 8341-3:2016 を基に当局が作成した。

資料8 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(2016年版、総務省)(抜粋)

3. 運用ガイドラインが求める取組とその権限

3.1. (略)

3.2. 運用ガイドライン(2016年版)が求める取組と期限

3.2.1. (略)

3.2.2. 公的機関に求める取組

公的機関は、障害者差別解消法の施行(2016年4月)、障害者基本計画(第3次)(対象期間:2017年度末まで)等を踏まえ、公的機関の提供するホームページ等について、次ページに示すとおり速やかに対応してください。

(中略)

公的機関に求める取組と期限の目安

公的機関は、提供するホームページ等に関し、以下に示す「1. ウェブアクセシビリティの確保」「2. 取組内容の確認と公開」のとおり、各団体の公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイト含む)について再優先で対応することとし、その他についても優先順位を検討し、速やかに対応してください。

(中略)

1. ウェブアクセシビリティの確保

2016年4月に障害者差別解消法が施行されたこと、障害者基本計画(第3次)の対象期間が2017年度末までとなっていること等を踏まえ、速やかに対応してください。

(1) 既に提供しているホームページ等

JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠している(*1)ホームページ等

ウェブアクセシビリティ対応の取組を継続し、更に取組を推進(適合レベル、対象範囲、取組内容の拡大等)する。 *1: JIS X 8341-3:2010 の達成等級 AA に準拠している場合も同じ

適合レベル AA に準拠していないホームページ等

速やかに、ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、遅くとも2017年度末までに適

合レベル AA に準拠（試験の実施と公開）する。

(2) 新規に構築するホームページ等

- ・ 構築前に「ウェブアクセシビリティ方針」を策定
- ・ 構築時に適合レベル AA に準拠（試験の実施と公開）

（図表 略）

2. (略)

5. ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開

ウェブアクセシビリティ対応を行うべき対象を把握するために、各団体の提供するホームページ等の提供数、所管部署等を確認した上で、各団体として取り組む対象範囲、適合レベル、期限を検討します。検討した内容をウェブアクセシビリティ方針として文書化し、各団体ホームページ等で公開します。

（以下略）

6. 取組の実行

（中略）

6.1. 団体内で使用するガイドラインの策定

「5.3. ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」で作成し公開したウェブアクセシビリティ方針を各団体のホームページ等で実現するため、JIS X 8341-3:2016 に基づく各団体のホームページ等の作成のルールをガイドラインとして文書化します。

6.2. 年度ごとに計画し実行する取組

年度ごとに取組を計画し、体制の整備、ウェブアクセシビリティの検証及び改善等を継続的に実行します。

次ページ以降に解説する取組は以下の5項目です。

- ・ ガイドラインの更新 [6.2.1] 1年に1回程度を目安に、ガイドラインの内容に変更の必要がないか確認し、必要に応じて見直しを行います。
- ・ 職員研修 [6.2.2] 職員研修を実施し、ウェブアクセシビリティ対応の必要性、対応方法等について周知します。日々のページ作成・更新において適切な対応を促すとともに、過去に作成し公開したページの改善の取組につなげます。
- ・ 検証 [6.2.3] 各団体で作成し公開しているページについて、定期的にウェブアクセシビリティの問題の有無を確認し改善につなげます。
- ・ ユーザー評価 [6.2.4] 高齢者や障害者をはじめとする利用者に実際にホームページ等を使ってもらうことにより、ホームページ等の問題点を把握し改善につなげます。
- ・ 改善 [6.2.5] 検証、ユーザー評価で確認できた問題点に基づき、各団体で作成し公開しているページのウェブアクセシビリティを改善します。

6.2.1. (略)

6.2.2. 職員研修

職員研修を実施し、ウェブアクセシビリティ対応の必要性、対応方法等について周知します。日々のページ作成・更新において適切な対応を促すとともに、過去に作成し公開したページの改善の取組につなげます。

(1) ウェブアクセシビリティ対応の基盤となる取組

一般的に公的機関では、ホームページ等の更新に多くの部署の職員が携わっており、また、定期的に職員の異動が行われます。

このような体制で運用されるホームページ等ではウェブアクセシビリティを確保・維持・向上するためには、それに携わる職員にウェブアクセシビリティの重要性、具体的な対応方法について理解してもらうことが不可欠です。そこで、職員研修を継続して実施することにより理解を広めること、深めることが極めて重要です。

ポイント！

アクセシビリティチェック機能を備えた CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入している場合でも、ページ作成を行う各職員が目視等により確認しなければならない事項が数多くありますので、CMS の操作を理解するための研修とは別に、ウェブアクセシビリティの研修を実施することが必要です。

(2) 研修の対象者

ホームページ等の運用に関わるできるだけ多くの職員を対象に職員研修を企画し実施します。

例：

- ・ ホームページ管理運営担当部署の職員
- ・ 各部署でページを作成する職員
- ・ 各部署でページ公開の承認を行う職員
- ・ 管理職（ページの公開承認には直接携わらないが、ウェブアクセシビリティ取組を業務として実施することに理解を深めてもらうために実施する） など

(3) 研修の内容

少なくとも、以下の4点について理解してもらえるように、構成と内容を検討します。1～2時間程度かけて、ウェブアクセシビリティにテーマを特化して実施することが有効です。

a) インターネットを活用した広報の重要性

(略)

b) 配慮の対象

(略)

c) ウェブアクセシビリティの重要性

(略)

d) 具体的な対応方法の紹介

(略)

(以下略)

6.3 日々の運用における取組

日々のページ作成・更新等、ホームページ等の運営においてウェブアクセシビリティの対応に取り組みます。

次ページ以降に解説する取組は以下の3点です。

- ・ ページ作成時の対応

新たなページを作成するとき、又は既存のページを更新するときに、ガイドラインに基づいてウェブアクセシビリティに対応します。

- ・ 公開前のチェック

ページの公開前に、ガイドラインに基づいてウェブアクセシビリティの対応の有無をチェックします。

- ・ 利用者の意見収集と対応

障害者・高齢者等の意見を積極的に収集するよう努め、問題の指摘や改善要望があった場合に速やかに対応します。

6.3.1 ページ作成時の対応

新たなページを作成するとき、又は既存のページを更新するときに、「6.1. 団体内で使用するガイドラインの策定」で策定するガイドラインに基づいてウェブアクセシビリティに対応します。

JIS X 8341-3:2016 の各達成基準の内容についてはウェブアクセシビリティ基盤委員会が提供している「WCAG 2.0 解説書」を、具体的な達成方法等については「WCAG 2.0 達成方法集」を参照してください。

(中略)

次ページ以降では、公的機関のホームページ等においてウェブアクセシビリティを推進していく過程で、どのように対応したら良いか特に問題となることの多い事例を取り上げ、対応時の注意点等を解説します。

- (1) 施設や避難所への道順等の案内をする際にどのような注意をしたら良いか
- (2) 模式図やグラフにどのように代替情報を用意したら良いか
- (3) 表を掲載する際にどのような注意をしたら良いか
- (4) PDF を掲載する場合にどのようなことに注意したら良いか
- (5) 動画を提供する場合にどのようなことに注意したら良いか

(1)～(3) (略)

(4) PDF を提供する場合にどのようなことに注意したら良いか

PDF は、紙の資料と同じ体裁で印刷可能な電子ファイルを提供できる、ページ数の多い文書をダウンロード提供できるなどの利便性があります。一方で、読み上げ順序が適切でなかったり、画像に代替テキストが指定されていなかったりすると、音声読み上げソフトの利用者が適切に情報を取得できません。また、行内の文字数などが元の原稿のとおり固定化されているといったことが原因で、HTML で作成されたページと比べてスマートフォンなど多様な画面サイズで利用する際に閲覧しづらい場合があります。

PDF で情報を提供する場合は、以下の解説を参考に、できるだけ多くの利用者が適切に情報を取得できるように注意してください。

【JIS X 8341-3:2016 を満たす方法】

PDF を提供する場合は、以下のいずれかの対応により JIS X 8341-3:2016 を満たすことが求められます。

a) PDF ファイルと同じ内容のページを作成し併せて掲載する

PDF ファイルの提供に併せて、同じ内容のページを作成 (HTML で提供) します。HTML で提供するページを JIS X 8341-3:2016 の達成基準を満たすように作成することで、ウェブアクセシビリティを確保します。

b) アクセシビリティに対応した PDF を作成する

PDF の作成過程で必要な対応を行うことにより、JIS X 8341-3:2016 の達成基準を満たす PDF を作成します。

具体的には、ウェブアクセシビリティ基盤委員会の「WCAG 2.0 達成方法集」やアドビシステムズ社の提供する情報に基づいて、PDF を作成します。

(中略)

ポイント！

広報誌やパンフレット等の作成を事業者に委託し、PDF ファイルを納品してもらう場合は、ホームページ等での公開を前提に、JIS X 8341-3:2016 に基づいた PDF とすることを依頼してください。

【JIS X 8341-3:2016 に基づく対応が難しい場合】

何らかの理由により JIS X 8341-3:2016 に基づく対応が難しい場合は、下記の例を参考に、できる限り代替手段を提供してください。

【例】

- ・ PDF で提供されている内容の概要を説明するページを作成する。
- ・ PDF で提供されている内容に関する問い合わせ先を明記する。
- ・ PDF ファイルに併せて、Word などの元のファイルを掲載する。

【注意点】 アクセシビリティの観点から問題のある対応

紙の文書をスキャナーなどで画像として読み込み PDF に変換して提供すると、内容を読み取れない利用者が出ます。他の方法で実現できない場合を除き、このような

対応は行わないでください。

(5) (略)

6.3.2 公開前のチェック

ページの公開前に、ガイドラインに基づいてウェブアクセシビリティ対応の不備の有無についてチェックします。

(1) チェックを行うタイミング

以下に例示する通りチェックを行うことができるタイミングは複数あります。できるだけ多くのタイミングでチェックを行うようにします。

例：(原課でページを作成しホームページの管理運営担当部署で公開を行う場合)

- ・ ページを作成した担当者が自分で確認する。
- ・ 原課内で承認を行う担当者が確認する。
- ・ ホームページの管理運営担当部署で公開承認を行う担当者が確認する。

(2) チェックの方法

以下に例示する通りチェックの方法が複数あります。できるだけ複数の方法を組み合わせてチェックを行うようにします。

例：チェック方法の例

- ・ ページの作成・更新を担当する職員が、ウェブアクセシビリティのチェックツールを用いて確認する
- ・ ページの作成・更新を担当する職員が、CMS (コンテンツ・マネジメント・システム) のアクセシビリティ・チェック機能を用いて確認する
- ・ ページの作成・更新を担当する職員が、音声読み上げソフトにより作成したページを読み上げて確認する
- ・ ページの作成・更新を担当する職員が、チェックリストを用いて確認する
- ・ ホームページの管理運営担当部署において、ウェブアクセシビリティについてある程度の知識を有する職員が確認してから公開承認する

注意点！

チェックツールや CMS のチェック機能は、全体的な傾向を把握する際には有効ですが、すべてを機械的に判定することはできません。JIS X 8341-3:2016 の要件を網羅した確認を行うために、人による判断も併せて実施する必要があります。

(以下略)

6.3.3、6.4 及び 6.5 (略)